

平成 23 年 7 月 20 日

公立大学法人大阪市立大学
理事長 西澤 良記 様

大阪市情報公開審査会
会長 小谷 寛子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成23年 1 月26日付け大市大商第28号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

第 1 審査会の結論

公立大学法人大阪市立大学（以下「実施機関」という。）が、平成 22 年 12 月 28 日付
け大市大商第 27 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）で公開しな
いこととした部分をすべて公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 22 年 6 月 2 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第
3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「平成 22 年度大阪
市立大学商学部入試における合否判定に係る学部入試判定についての内規の文書化に
おける一切の会議録及び口頭による確認時における一切の会議録（以下「本件請求部
分 1」という。）・平成 22 年度大阪市立大学商学部入試の数学の問題（以下「本件請求
部分 2」という。）及び模範解答（以下「本件請求部分 3」という。）」の公開請求（以
下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求部分 3 に対し、「平成 22 年度大阪市立大学商学部入試の数学
の模範解答」を保有していない理由を別表 2 の（か）欄に記載のとおり付して、条例
第 10 条第 2 項に基づき、平成 22 年 6 月 16 日付け大市大商第 9 号により、不存在によ
る非公開決定（以下「前決定」という。）を行った。

なお、あわせて本件請求部分 1 に対し部分公開決定、本件請求部分 2 に対し公開決
定を行っている。

異議申立人は、平成 22 年 6 月 23 日、前決定を不服として、実施機関に対して、行
政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「不服審査法」という。）第 6 条第 1 号
に基づき異議申立て（以下「前異議申立て」という。）を行った。

実施機関は、前異議申立てについて、平成 22 年 8 月 11 日付け大市大商第 16 号によ

り、当審査会に諮問を行った。これに対して、当審査会は、同年12月17日付け大情審答申第283号により、「前決定を取り消し、『平成22年度大阪市立大学商学部入試の数学の解答例』を対象公文書として特定した上で、改めて公開決定等すべきである。」という旨の答申（以下「前答申」という。）を行った。

前答申を受けて、実施機関は、平成22年12月28日付け大市大商第26号により、前決定を取り消す決定を行い、加えて、「平成22年度大阪市立大学商学部入試の数学の解答例」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、条例第10条第1項に基づき、別表1の（か）欄に掲げる情報（以下「本件情報」という。）を、条例第7条第5号に該当するとして、別表1の（き）欄に掲げる理由を付して、本件決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月4日、本件決定を不服として、実施機関に対して、不服審査法第6条第1号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定を取り消し、全部公開を求める。
- 2 実施機関の本件決定の説明の中で、記述式問題に対する出題者が作成した解答例を公にすると、特定の解答として受験生や予備校等（以下「受験生等」という。）が情報を収集し、解答がパターン化されることになる等と説明されているが、現実には各高校、予備校等が解答例を作成し、それに基づいて問題の解説等が行われているのである。
よって、本来は解答例を大学側が作成し、公表することにより出題者の意図するところを受験生等に伝え、誤った認識を抱かせることを防ぐことができるのである。
なお、平成21年5月19日付け文部科学省高等教育局長通知（21文科高第6143号）「平成22年度大学入学者選抜実施要項について（通知）」（以下「本件文部科学省通知」という。）により、各国公私立大学長に対し、「各大学は学力検査問題等について、標準的な解答例や出題の意図等を明らかにするように配慮する」旨通知されている。
- 3 実施機関は記述式問題の特異性について述べているが、いくら記述式問題であっても解答パターンが無限大に広がるものではなく、重要な（外せない）点を組み合わせた（網羅した）解答に収束し、何通りかにパターン化していくのもやむを得ないものと思え、標準的な解答例を公表することによって、実施機関が主張するように受験生に求めている能力に関する的確な事実の把握が困難になるおそれがあるとはとても考えられない。

このことは本件文部科学省通知で「個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせて、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。」とされているとおり、たとえ記述

式問題であっても標準的な解答例や出題の意図等を明らかにするように配慮しなければならないのである。

- 4 本件文部科学省通知の「第13 備考」には、「この要項は、平成22年度の大学入学者選抜に適用する。なお、本要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、）文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する」こととなっているが、文部科学省及び実施機関に確認したところ連絡はない（していない）とのことである。

また、異議申立人が文部科学省に確認したところ、本件通知の趣旨の遵守については、私立大学よりも国公立大学のほうがより厳しく求められるとの返答があった。

- 5 以上の点からも、実施機関が述べている条例第7条第5号アの「試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」には全く該当しないばかりか、上記2で引用した本件文部科学省通知に照らせば、より積極的に情報公開すべきであり、本件決定は実施機関が自らに有利な様に条例を解釈したものに他ならない。

- 6 以上の点から、速やかな全面的な公開を求めるものである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関の数学の入試問題は、数学的な思考力（アイデア・論証力など）及び計算力を測ることを目的とし、最終的な答えと併せて、その答えに至った思考過程や能力を重視したいため、多岐選択式ではなく、全問が記述により解答を求めている。したがって、実施機関が求める解答パターンは多岐にわたることとなる。
- 2 本件情報は、出題者が想定した一つの解答例であるが、実施機関が公開することにより、解答例であるにもかかわらず、出題者が作成した特定の解答として、あたかも最も評価したい模範解答のように受験生等が情報を収集し、その解答を画一的にあてはめて、技術的な受験対策を図ることとなり、受験生の自由な発想を束縛してしまうこととなる。つまり、そのことにより、実施機関が記述式により受験生に求めている能力に関する的確な事実の把握が困難になるおそれがあり、今後の入学試験における採点や評価の仕方、ひいては、こうした受験対策では容易に対応できない問題を作成する必要から難問・奇問とされる問題が作成されたり、記述式の出題を避けて多岐選択式の出題が多くなる等の作成方法にも影響を与え、入学者選抜のねらい自体が損なわれる可能性があり、多大な影響を及ぼすと考えられる。
- 3 また、本件情報の最終的な数値解のみを公開することにより、個別学力検査においてもセンター試験と同様に、最終的な数値解が正しいかが最も重要だというような出題意図や採点方針に反する誤ったメッセージを受験生等に与えてしまうこと

が危惧される。さらに深刻に危惧されるのは、最終的な数値が合っているにもかかわらず低得点であることを知った受験生が自己の答案に対する採点の開示を求めることである。もしそうなれば、その影響は実施機関のみに留まらず、数学を記述式問題で出題している全国の大学に重大な影響を及ぼす。

- 4 以上により、条例第7条第5号アの「試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」に該当すると判断した。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、平成22年度の大阪市立大学商学部入試の数学の解答例であり、本件情報が条例第7条第5号に該当するとして非公開とされている。

3 争点

実施機関は、本件文書について、条例第7条第5号を理由に本件情報を非公開とする本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、本件情報の公開を求めるとして争っている。

したがって、本件異議申立ての争点は、本件情報の条例第7条第5号該当性である。

4 本件情報の条例第7条第5号該当性について

(1) 条例第7条第5号の基本的な考え方

条例第7条第5号は、大阪市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないことができると規定しており、本市の機関等が行う代表的な事務又は事業に係る

典型的な事務支障の例示として、「ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を掲げ、このようなおそれがある場合には、公開しないことができると規定している。

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいい、また、こうした支障を及ぼす「おそれがある」というためには、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

(2) 条例第7条第5号該当性について

ア 実施機関は、前記第4に記載のとおり本件情報が条例第7条第5号に該当する理由を主張しているが、当該主張を踏まえて、本件情報の条例第7条第5号該当性について、以下で検討する。

イ そもそも大学入試については、上記第3の2で異議申立人も主張しているとおり、その透明性の確保が社会的に求められているところ、本件文部科学省通知により「各大学は学力検査問題等について、標準的な解答例や出題の意図等を明らかにするように配慮する」とされていることから、解答例が実際に作成されている場合、一般的にその公開の要請は高いと認められる。

しかしながら、大学入試は各大学独自に行われ、さらに科目や問題によって出題形式も異なるため、解答例の公開の可否については個別の事情を考慮して判断する必要がある。

ウ ここで、実施機関は、前記第4の2に記載のとおり、本件情報を公開することにより、解答例であるにもかかわらず、実施機関が最も評価したい模範解答のように受験生等が情報を収集し、その解答を画一的にあてはめて、技術的な受験対策を図ることとなり、受験生の自由な発想を束縛してしまうこととなると主張するが、本件情報を公開することによる受験生等の受験の準備状況の変化が入試事務の遂行に支障を及ぼすおそれについて、相当の蓋然性が認められるかどうかの問題である。

エ 本件文書は数学の記述式問題の解答例であるところ、一般的に数学の試験においては、記述式問題といえども、通常、到達すべき解は1つであり、そこに至るには、解答を解答とならしめている体系を支えている公理・定理・公式等の活用が前提にある以上、解答パターンが際限なく存在するものでもなく、採点時に採点者の価値判断が入る余地は比較的少ないと考えられる。

オ さらに、当審査会が本件文書を見分したところ、その記述の態様からも、本件情報は実施機関がそもそも公開することを予定して作成したと言い難いものの、まさしくその理由で、出題者が意図した特定の解答（模範解答）として受け止められ、受験生の自由な発想を束縛するおそれが看過できないものとは認められなかった。

カ 確かに、本件情報が大学から公開されれば受験生等から大きな関心を集めるで

あろうことは容易に推測される。しかしながら、受験産業の現状として、受験生の間では、従来から予備校や出版社等が独自に作成した各大学の過去の数学の入試問題の解答例を参考に、自らに適した方法を取捨選択して受験準備が行われていると考えられるところ、上述のとおり、数学という科目特性に加え、本件情報の記述の態様からすれば直ちに本件情報が唯一の模範解答として定立するおそれは認め難く、本件情報の公開を契機として、受験生等の受験準備状況がこれまでと大きく変わるとは考えられない。

以上から、本件情報を公開することにより、実施機関が主張するような数学の記述式の問題に対する重大な影響を招来し、入試事務の遂行に看過し得ない程度の支障を及ぼす相当の蓋然性は認められない。

キ なお、実施機関は、前記第4の3に記載のとおり、仮に本件情報を公開することになれば受験生から自己の答案に対する採点の開示を求める請求が今後増加することが危惧される旨主張するが、入学試験に係る事務において、受験生から自己の答案に対する採点内容を求められることは本件情報の公開の可否にかかわらず想定される事態であり、そもそも保有個人情報の開示請求権は、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の制定以来、同条例第17条により何人に対しても認められた権利であって、事務支障に該当するとは認め難い。

ク 以上のことから、本件情報については、これを公にしても入学試験に係る事務の適正な遂行について支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、条例第7条第5号には該当しない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 赤津加奈美、委員 須藤陽子、委員 曾我部真裕、
委員 上田健介

別表1 本件決定

(あ)	諮問書	平成 23 年 1 月 26 日付け大市大商第 28 号
(い)	本件請求部分 3 に対する決定	平成 22 年 12 月 28 日付け大市大商第 27 号 部分公開決定【 本件決定 】
(う)	請求日	平成 22 年 6 月 2 日
(え)	請求する公文書の件名又は内容【 本件請求 】	・平成22年度大阪市立大学商学部入試における合否判定に係る学部入試判定についての内規の文書化における一切の会議録及び口頭による確認時における一切の会議録【 本件請求部分 1 】 ・平成22年度大阪市立大学商学部入試の数学の問題【 本件請求部分 2 】及び模範解答【 本件請求部分 3 】
(お)	本件決定通知書に記載された公文書の件名	平成22年度大阪市立大学商学部入試の数学の解答例
(か)	公開しないこととした部分	上記解答例のうちの解答部分【 本件情報 】
(き)	上記の部分を公開しない理由	条例第 7 条第 5 号に該当 (説明) 記述式問題に対する出題者が作成した解答例を公にすると、出題者が作成した解答例を特定の解答として受験生や予備校等が情報を収集し解答がパターン化されることになり、大学が記述式により受験生に求めている能力に関する的確な事実の把握が困難になるおそれがあり、今後の入試業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。
(く)	異議申立て年月日	平成 23 年 1 月 4 日
(け)	担当	大学運営本部学務企画課商学部担当 大学運営本部学生支援課入試担当

別表2 前決定

(あ)	諮問書	平成 22 年 8 月 11 日付け大市大商第 16 号
(い)	本件請求部分 3 に対する決定	・平成 22 年 6 月 16 日付け大市大商第 9 号 不存在による非公開決定【 前決定 】
(う)	請求日	平成 22 年 6 月 2 日
(え)	請求する公文書の件名又は内容	・平成22年度大阪市立大学商学部入試における合否判定に係る学部入試判定についての内規の文書化における一切の会議録及び口頭による確認時における一切の会議録【 本件請求部分 1 】 ・平成22年度大阪市立大学商学部入試の数学の問題【 本件請求部分 2 】及び模範解答【 本件請求部分 3 】

(お)	前決定通知書に記載された公文書の件名	平成22年度大阪市立大学商学部入試の数学の模範解答
(か)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
(き)	異議申立て年月日	平成 22 年 6 月 23 日
(く)	担当	大学運営本部学務企画課商学部担当 大学運営本部学生支援課入試担当

(参考) 答申に至る経過

平成 22 年度諮問受理第 29 号

年 月 日	経 過
平成 23 年 1 月 26 日	諮問
平成 23 年 2 月 4 日	実施機関理由説明
平成 23 年 2 月 21 日	異議申立人から意見書の提出
平成 23 年 3 月 8 日	審議 (論点整理)
平成 23 年 5 月 9 日	審議 (論点整理)
平成 23 年 5 月 26 日	審議 (答申案)
平成 23 年 6 月 9 日	審議 (答申案)
平成 23 年 6 月 23 日	審議 (答申案)
平成 23 年 7 月 20 日	答申